

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会第1部会（第147回）議事要旨

1 日 時 平成23年5月13日（金）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

3 出席者

（部会）稲垣部会長、市原委員、佐々木委員、寺本委員  
（岐阜行政評価事務所）梅田事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 申立事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 厚生年金保険被保険者資格記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について審議し、決定した。また、厚生年金事案5件について記録の訂正の必要はないと判断した。
- (2) 事務局から、取下事案（厚生年金1件）の報告を行った。次に、岐阜事務センターから転送された新規申立事案（厚生年金5件）についての審議を行った。  
審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。  
次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。
- (3) 次回は、平成23年5月26日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会第3部会（第134回）議事要旨

1 日 時 平成23年5月19日（木）9時15分～12時15分

2 場 所 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

3 出席者

（部会）鈴木部会長、清委員、古田委員、古橋委員

（岐阜行政評価事務所）梅田事務室長、杉浦次長、打田主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 年金記録確認岐阜地方第三者委員会事務手続要領に基づき、継続審議となっている申立事案（厚生年金1件）について、申立人の口頭意見陳述を受けた。

(2) 厚生年金保険被保険者資格記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について審議し、決定した。また、厚生年金事案5件について記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 岐阜事務センターから転送された新規申立事案（厚生年金4件）についての審議を行った。審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(4) 次回は、平成23年6月2日（木）9時15分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会第4部会（第80回）議事要旨

1 日 時 平成23年5月19日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

3 出席者

（部会）平野部会長、清水委員、三浦委員、武川委員

（岐阜行政評価事務所）梅田事務室長、松尾主任調査員、小池主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金事案5件について審議し、記録の訂正の必要はないと判断した。

(2) 岐阜事務センターから転送された新規申立事案（国民年金4件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年6月9日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会第1部会（第148回）議事要旨

1 日 時 平成23年5月26日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

3 出席者

（部会）稲垣部会長、市原委員、佐々木委員、寺本委員  
（岐阜行政評価事務所）杉浦次長、打田主任調査員ほか

4 主な議題

- (1) 申立事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 厚生年金保険被保険者資格記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について審議し、決定した。また、厚生年金事案4件について記録の訂正の必要はないと判断した。
- (2) 岐阜事務センターから転送された新規申立事案（厚生年金6件）についての審議を行った。  
審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。  
次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。
- (3) 次回は、平成23年6月9日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認岐阜地方第三者委員会第2部会（第100回）議事要旨

1 日 時 平成23年5月26日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室

3 出席者

（部会）浦田部会長、市川委員、大熊委員、小川委員

（岐阜行政評価事務所）梅田事務室長、松尾主任調査員、小池主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について審議し、決定した。また、国民年金事案2件について記録の訂正の必要はないと判断した。

(2) 岐阜事務センターから転送された新規申立事案（国民年金4件）についての審議を行った。  
審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。  
次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年6月16日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕